

交通不便地域変更申請について

1 目的

令和6年9月20日付で指定を受けましたフィーダー系統の利用を前提とする交通不便地域※(資料3-2参照)について、以下の内容の変更が生じることから、交通不便地域の変更申請を行うことについて当会議に諮るものです。

※半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅が存在しない地域

2 変更内容

令和8年1月6日から本格運行に移行する予定の乗合型AIオンデマンド交通を、フィーダー系統に追加します。これにより、フィーダー系統の利用を見込む地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄道駅が存在しない区域が拡大します。

3 ご審議いただく内容

次の(1)～(4)までの申請書類一式に記載の申請内容についてご審議ください。

- (1) 交通不便地域指定申請書
- (2) 交通不便地域指定申請書別紙
- (3) 交通不便地域図面
- (4) 交通不便地域の人口の挙証資料